

青森県報

号外第六十九号

平成二十四年
十二月十四日
(金曜日)

目 次

規 則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

(高 齢 福 祉 保 険 課 社) …… 一

規 則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十二号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十七年十一月青森県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「附則第二項」を「附則第三項」に改める。

附則第八項を附則第十項とし、同項の前に次の一項を加える。

9 平成二十四年度において、退職被保険者等所属市町村について第五条の規定を適用する場合には、附則第五項の規定を準用する。この場合において、同項中

「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第五項において準用する同条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附則第七項中「附則第四項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第六項中「附則第四項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とする。

附則第三項中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度における県普通調整交付金については、第四条第一項中「9」とあるのは「8」と、同条第二項中「五十分の六」とあるのは「五十分の八」とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の規定は、平成二十四年度分の県調整交付金から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭